



協会けんぽ



いしかわ

事業所内で回覧してください

支部からのお知らせ

重要

令和5年度 保険料率のお知らせ

健康保険料率(石川支部)

令和5年2月分
(3月納付分)まで

9.89%

令和5年3月分(4月納付分)から

▶ **9.66%**

介護保険料率(全国一律)

令和5年2月分
(3月納付分)まで

1.64%

令和5年3月分(4月納付分)から

▶ **1.82%**

保険料率変更に伴い従業員様の給与控除額の変更をお願いします。

なお、保険料の料額表は2月に日本年金機構発送の保険料納入告知書に同封しております。

お問い合わせ先

協会けんぽ石川支部 企画総務グループ 電話 076-264-7201



令和5年度 健診のご案内を送付します

協会けんぽではご本人様・ご家族様の生活習慣病の予防・病気の早期発見のため、健康診断の費用補助をお一人様1年に1回行っております。

▼ご本人様、ご家族様、それぞれ費用補助の対象となる健診は次のとおりです

ご本人様

生活習慣病 予防健診

対象者 **35歳～74歳**の被保険者(ご本人様)

ご案内 「生活習慣病予防健診のご案内」を**事業所様宛**に送付

送付時期 令和5年3月下旬

健診項目 **基本的な健診項目**(診察等・問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査)
プラス3大がん(胃がん・肺がん・大腸がん)検診を含む**約30項目**

費用 **最高で5,282円** **注目ポイント**

令和5年4月から協会けんぽの補助率改定により自己負担が**軽減**されます!

ご家族様

特定健診 (特定健康診査)

対象者 **40歳～74歳**の被扶養者(ご家族様)

ご案内 「特定健康診査受診券(セット券)」を**被保険者様の住所宛**に送付

送付時期 令和5年4月上旬

健診項目 **基本的な健診項目**(診察等・問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査)
※がん検診については、お住まいの市町村へお問い合わせください

生活習慣病
予防健診が
さらに**おトク**に
なりました!



お問い合わせ先

協会けんぽ石川支部 保健グループ 電話 076-264-7204

退職される方の 保険証の回収にご協力ください



従業員様が退職する場合、扶養されていたご家族様を含め、**退職日の翌日から保険証は無効**になります。

事業主（事業所ご担当者）様へのお願い

- 退職予定の従業員様へ、退職後速やかに**保険証（ご家族様分を含め）を事業所様へ返却**するようにお伝え願います。
- 退職後の保険は**従業員様ご自身で加入手続きをする必要**があることをお伝え願います。
- 従業員様の退職日から5日以内に、回収した保険証を添えて、日本年金機構へ「**資格喪失届**」をご提出願います。

退職後に保険証を返却せず、無効になった保険証で医療機関等へ受診（無資格受診）すると、ご本人様に医療費をお返しいただくことになります。

無資格受診が原因で
協会けんぽ石川支部が
返還を求めた金額は・・・

年間 約3,300万円（令和3年度）

無資格受診は、協会けんぽが負担する必要のない医療費であるため、健康保険料率に大きな影響を及ぼし、保険料率引き上げの要因になります。
従業員様のご退職時の保険証回収について、ぜひご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

協会けんぽ石川支部 レセプトグループ 電話 076-264-7203

退職後の任意継続保険の手続きについて

従業員様のご退職後の健康保険には、いくつかの選択肢があり、従業員様ご自身で選択し加入手続きを進める必要があります。

協会けんぽの 任意継続保険

【申請・お問い合わせ先】
住所地の協会けんぽ都道府県支部

市町村の 国民健康保険

【申請・お問い合わせ先】
住所地の市町村役場

ご家族の 被扶養者

【申請・お問い合わせ先】
ご家族の勤務先

任意継続保険には加入要件（下記①・②いずれも必須）があります。

- ①退職日までに被保険者期間が継続して**2か月以上**あること。
- ②退職日の翌日から**20日以内**に「**健康保険任意継続被保険者資格取得申出書**」を協会けんぽへ提出（必着）すること。

※「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」について

令和5年1月より、新様式となりました。旧様式の申出書をお持ちの場合でもご使用にならないよう、新様式への切り替えをお願い申し上げます。
なお、新様式の申出書は協会けんぽのホームページにご用意しております。（お電話による申出書の郵送も承ります。）

また、新様式への変更に伴い、マイナンバー連携により被扶養者様の収入確認が可能となり、所得証明書等の添付が省略できるようになりましたが、マイナンバー連携の結果、所得情報等が確認できず、改めて所得証明書等を添付いただく場合もあります。

お問い合わせ先

協会けんぽ石川支部 業務グループ 電話 076-264-7202

発行元

協会けんぽ 石川 検索



全国健康保険協会 石川支部
協会けんぽ

〒920-8767 金沢市南町4-55 WAKITA金沢ビル9階

◀「協会けんぽいしかわ支部からのお知らせ」のバックナンバーは
ホームページからご覧いただけます



協会けんぽのメールマガジン

健康保険の
最新情報を
無料でお届け！
登録はこちらから▶

